

講 演

(本紀要所載論文は凡て署名者の責任にして本會の意見を代表するものに非ず)

北畠親房の史觀

東京帝大助教授
文學博士

平 泉

澄

北畠親房は我國古來の歴史家中最も勝れた歴史家で、近く頼山陽・新井白石等と比べても、一層立ちまされた偉大なる人材であると云つて可からうと思ふ。こゝには親房の史觀の一端について申上げて見たい。

親房自身が如何なる史觀を持つて居たかは、其の著として有名な『神皇正統記』を一見すれば明瞭に知られる。随つて此の際、親房の史觀の積極的な側面を申上げるのは無用である。そこで退いて、その消極方面即ち、親房が史觀を立てるに當つて、他の誤つた史觀に禍ひされなかつた點を述べて見たいと思ふ。

二

我が歴史の觀方には、古來三つの誤つた史觀の影響が相當に深く作用してゐる。第一は、支那の史觀、即ち讖緯の學の影響である。第二は印度の史觀たる末法説の現れである。第三はマルクスに由つて創唱された唯物史觀の波及である。古來我が國民が、虚心坦懐に、又、頗る自由に、外國文化・外國思想を取り入れて、之を自國文化の養分とする風があるのは、確に一の長所であるが、同時に又、自己を忘却して外國的なものに惑溺する弊害を一方に見るのは、戒心を要する事である。ところが此の傾向は、我が國民の歴史の觀方にも相當強く現れて、前示の誤つた史觀、即ち讖緯説・末法説・唯物史觀等が盛に取り入れられ、非常な勢ひで其の作用を受けてゐる。これは確に我々の看過すべからざる事であるが、而も一般に注意されてゐるのは、顯著なる眼前の流弊のみであつて、過去に於て讖緯の學・末法の説が、如何なる影響を人心に及ぼしたかの史的考察を、多くの人々は閑却してゐる。史實の示す所に據ると、此の二つの誤つた思想は、何れも非常な勢ひを以て、當時の我が思想界を風靡したものであつて、一方の末法説は、上代の中頃から中世へかけて強盛な勢ひを示し、その思想の深刻なる影響は、當時の人心を底知れぬ悲歎と苦惱との擴穴に陥れた。中世新興の諸宗教は皆、如何にして眼前に迫る末法世界の現出から救はれ得べきかといふ難問の解決を契機として起つたものである。一方の讖緯の學は、早く推古天

皇の御代に採用され、その時は格別弊害を残さず了つたが、再び平安朝の延喜時代に復活して以來、八九百年の長きに亘つて存続し、その影響から脱却するには明治の大維新を待つの外なかつた。以下、此の二つの思想の内容と消長とを述べて、それに對する北畠親房の態度を申上げ、親房の史觀の消極方面を明かにしたいと思ふ。

三

讖緯の學とは如何なるものであつたか、その全貌は今日明かでない。支那でも夙に此の學の流弊を認めて禁斷したので其書物は一つも殘存せず、僅に斷片的な記載が他書の中に見られるだけである。第一に『史記』其の他の史書に據ると、秦の始皇帝が萬里長城を築造したのは、此の讖緯の説から出ると云ふ結論に成つてゐる。即ち、始皇帝が天下を巡察した時に、方士の盧生といふ者が、海から還つて「録圖書」を奏したが、その中に、「亡_レ秦者胡也」とあつた。そこで始皇帝は、その「胡」を北方の蠻族の意味に解して、邊防を嚴にせねば成らぬとの考へから、將軍蒙恬に三十萬の兵を附し、北方の匈奴を驅逐させると共に長城を築かせた。その時の録圖書が即ち後世の讖緯の書であると云ふのである。これは甚だ面白い説で、實の所「胡」と云ふのは北狄ではなく、始皇の子胡亥の事を諷したのだと云ふが、兎に角「録圖書」に現れてゐる思想としては、歴史の運行には必然の理法があつて、その約束され

た理法に由り凡ての變遷推移は行はれる。故にその理法を基本として將來を豫言することが出來るとするのである。此の思想が支那で盛になつたのは、後漢の光武皇帝からである。後漢書の光武紀其の他に據ると、光武帝が其の初め、まだ庶民の中に在つた時、圖讖を學ぶ者があつて、豫言して、「劉氏復起」と云つた。ところが果せる哉、光武遂に起つて漢を再興し天下を取つたので、讖緯の學こゝに初めて興る、とある。兎に角、光武帝以來、此の學が非常な勢ひで一世の流行を致したが、晋の武帝の泰始三年（普通の年表に據ると、我が皇國紀元九百二十七年に當つてゐる）に之を禁止した。その後讖緯の學の禁止令は四五回も出てゐる事が支那史に見えるが、東晋孝武帝の寧康三年（皇紀一〇三五）には殊に嚴重な禁止令が布かれ、老莊及び讖緯の學を併せて悉く之を禁止し、違犯者には嚴刑を以て臨み、當時尙書の高官を以てして讖緯の説を信じた王佩は遂に死刑に處せられたので、こゝに至つて讖緯の學終に絶ゆ、とある。しかし實際はまだ餘流を存したと見えて、南北朝の北魏孝文帝の太和九年（皇紀一一四五）には、又禁令を發して襲藏の書を悉く燒棄せしめ、燒かずして所持する者は嚴科に處する旨を公布した。次いで隋には、先づ高祖が禁じた旨が隋書の經籍志に出てゐるが、煬帝も亦之を嚴禁し、特に使を派して大捜査を行はしめた後、傳ふる所の書は悉く之を焚き、故意に藏匿する者は死刑に處した。當時の記録に隨ふと、此の系統の書物で残つてゐた者は十三部（九十二卷）に互り、既に亡佚したものは三十二部

に上ると云ふのであるから、此時の焚書を合して餘程多くの書物が燒き失はれたわけである。これですしもに餘勢を保つた讖緯の學も大打撃を受け、その後は甚だしく衰へて又禁令發布の事を見ない。

此の讖緯の學が日本に渡つたのは、恰もそれが支那で亡滅に瀕してゐた隋朝の事で、我が日本では推古天皇の御代に當つてゐる。此の御代には聖德太子が出來られて、種々の文化事績を残し、當代に強い影響を與へに成つてゐるが、殊に推古天皇御治世の第十年には、初めて曆法を天下に布かせ給うた。我が國には、それ迄曆が無かつたのを、此の時に支那から輸入して曆日を整理し、天下に頒布せられたのである。此の推古天皇十二年に初めて曆を作られたのは頗る意味のあることで、單に、當時の年月日を整理せられたりだけではなく、遡つて過去の年月をも整理された。即ち、それ迄は曆法が無かつたために、過去の史實の記述も亂雜に成つてゐたのを、此の時、現在の月日を整理せられると共に、古へに推し及ぼして定められた。天皇の御謚號を推古と申上げるのも、之に因由してゐるのである。ところが、其の過去の年月の整理は、日本歴史の編纂と同時にに行はれたので、その際讖緯の學が強く影響して、編纂委員たる史家の頭腦を支配し、我が國史の紀年について、或る誤が出來たらしく考へられる。それは讖緯の學の思想に據ると、最大の變革は辛酉の歲に起り、之に次ぐ變革は甲子の歲に來るのが第一の基礎原則で、更に六甲を以て一元と爲し、七元に三變あり、三七相乘二十一元を一節と爲す、とある。六甲と

は、甲子歳の六回歸を意味するから、 $10 \times 6 = 60$ 即ち六十年で、これが一元即ち曆運の一單位である。ところが七元に三變ありと云ふのであるから、 $60 \times 7 = 420$ で、毎四百二十年に三回の變化が行はれる事に成る。そこで出て來た數字の7と3とを相乗すると三七二十一元に成る。而も其の二十一元は即ち一蔀だと云ふのであるから、結局一蔀とは

$$10 \times 6 \times 7 \times 3 = 1260$$

即ち一千二百六十年で、これが小單位たる一元に對して大單位である。隨つて時代は千二百六十年毎に大變革を見る、と云ふのが所謂理法の示す所である。そこで斯かる讖緯の説に囚れて國史を整理すると成ると、推古天皇の御代に支那文化を取り入れて諸方面の改革を斷行された事を支那流に一種の革命と解し、而も亦一蔀を以て大時代を劃する時期と解することに依つて、推古天皇御治世の九年が辛酉の歲である事は、恰も注文通りに合致するわけであるから、更に此の辛酉の歲を算定の基準として、千二百六十年を遡つた辛酉の歲こそは、即ち一蔀の初めでなければ成らぬ。斯ういふ考から過去の整理をして、神武天皇の建國元年を推古天皇九年から千二百六十年の以前に置き、之を辛酉歲として立てたのが我が國史最初の紀年法の根元を成してゐるのである。故に我が國史の紀年に誤が出来たのは、支那の誤つた讖緯説を盲信して、古記録を整理した結果であると云つてよい。日本書紀を見ても、又、古事記を

見ても、歴代の天皇は人壽を超越した御長命で、臣下の武内なども、三百年と云ふ長壽の最高記録を示してゐるが、これは全く讖緯の學の理法説を信じた處から發してゐる。但し此の時に受けた影響は、只古記録整理の上に働いたゞけで、其の後は殆ど忘れ去られた觀があつた。それが又思ひ出されて、更に力強く主張せられたのは、三善清行の建白以來の事である。

三善清行が建白して、讖緯の説を復活させたのは、醍醐天皇の御代であるが、此の當時の事情は、可なり複雑である。清行は早く昌泰三年の十一月二十一日に革命の事を議してゐるが、それより前約二十日の十月十一日に、菅原道眞に贈つた書狀にも、漢家曆運の理法に觸れて、道眞を戒めてゐる。其の文は、幸に『本朝文粹』に收められてゐるので明瞭にわかるが、先づ初に、自分が支那の曆運の理法を學んだ事を書き、之を我が國現實の歴史に當て嵌めて稽へて見ると、一々皆、掌を指すが如くである、然るに明年（昌泰四年即ち延喜元年）は辛酉で、恰も革命の歲に當つてゐる。果して何人が害を受けるか、變革の犠牲者の見當はつかないが、天言はず人自づから言を爲すで、風評徴すべきである。依つて惟ふに、閣下は位丞相にあつて、既に榮華を極めてゐる。願はくは足るを知つて早く官を退き、風流を友とせよ、と諷刺の意を示したもので、支那流の曆運の理法を經として、道眞に辭職を勸告したのである。しかし、道眞は遂に之に従はないで、後日の難を得た。次いで其の翌月二十一日に清行が陛下に上つた

革命の奏議は、正面から大變革を豫言した堂々たる論文で、それには、臣熟ら曆運の理法を察するに、明年は大變革の歲に當つてゐる。或は武力に訴へる大騒動が起つて、人命を損する事があらう。此の恐るべき災禍を眼前に控へて、君臣共に戒慎を要する、と云ふ事が強く書かれてゐるが、愈々翌年、即ち昌泰四年の二月二十二日に成ると又、改めて改元の事を奏上してゐる。その文を見ると、これは一層逼迫した氣分を現したもので、劈頭先づ、大變革の時は正しく今年に當つてゐると數字を擧げて論斷し、（其の計算法は誤つてゐるが）その兆候は既に各方面に現前してゐる、として其の事實を論證し、更に其の結論として、方今革命の運を開いて、大變革に遭遇した以上、願くは天運に循うて年號を改めて戴きたい、と希望してゐるのである。即ち、歴史の運行には必然の理法があつて、之に隨はねば罪を天に得る、これは人力を以て避け得られない所であるから、天運に循ひ進んで改革をせねばならぬ。それは改元が第一先決の問題であると云ふ事を建白したのである。此の建白は朝議の容れる所となつて、ここに昌泰四年を改めて、延喜元年とされた。これは我が國の改元史上に一時期を劃する注意すべき事實である。

これより以前にも屢々改元の事はあつたが、それは瑞祥の現れた時、それに因んで改められた目出度い慣例である。白色の瑞鳥を献ずる者があつたから白鳳、銅鑛が發見されたから和銅、靈泉が涌出した

から養老、瑞雲が現れたから慶雲と云ふが如き、何れも現象を樂觀的に眺めた目出度い改元の例のみである。然るに延喜の改元はさうではなく、革命の理法に従ひ、避くべからざる運命の前に屈服して、元號を改められたのであるから、樂觀的な人生觀から悲觀的な人生觀の基調の上に轉じたものである。一たび斯かる陰鬱な例が開かれてからは、改元の動機が、多く陰鬱・悲慘な事實から發して、或は流行病、或は火災水災、或は兵亂と云ふやうな寧ろ忌まはしい事實の起つたのを原因として改元される事に成つた。殊に辛酉革命の歲、甲子革命の歲に當る時には、讖緯學特有の史觀から年號を改められてゐる。此の氣風は、延喜の御代から幕末にまで及んだもので、近世の改元も皆其の例に漏れない。例へば、明治の一つ前の慶應の如きも兵亂に因る悲觀的な改元であり、その前の元治は、文久四年が甲子革命の歲に當つたため、更に文久は、辛酉革命の歲に當つたため、如何に讖緯學一流の史觀が執拗に働き續けられてゐるか、と云ふさなくば、革命革命の歲である爲で、如何に讖緯學一流の史觀が執拗に働き續けられてゐるか、と云ふ事が、これで分るのである。

斯の如く讖緯の學の影響が、延喜以來永く續いて、その史觀が數百年間に亙る凡ての改元の動機と成つたと云ふ事は、他の一面に於て又、日本人の氣持を悪く變化させた。即ち歴史の運行に因る變革といふ事は、人力の如何とも爲し能はぬ所で、人間の運命には自づから豫定があるとすると、一切の努力は

結局徒勞であり、凡ては運命の操るに任せる外はないとする考へが、著しく日本人の心を悲觀に傾かせたのである。

ところが、只ひとり其の支配を免れて、斷然讖緯の思想を否定した時代がある。それは後醍醐天皇の御代で、此の時だけは全く態度が違つてゐる。即ち他の時代には、革命革命の歲に廻り當ると、殆ど無條件に改元したのに反して、當時恰も元應三年が辛酉歲に當つたにも拘らず、先づ果して、それが革命の時機であるかどうかの下調を命じ、その結果に據つて改元をしても遅くはない、と云ふ態度を取つてゐるのである。その時の學者の答申は區々であつた。中に、大外記中原師雄の勘文は、實に拔群の見事なものであつた。此の中原氏の意見は、三段に別れてゐるが、其の要點は

(一) 革命革命に關する理法説は十分明かでない。随つて此の場合、三善清行の議論を先例として考へる外はないが、三善の計算法に依つても、それは只、明年が辛酉歲に當ると云ふだけで、必ずしも大變・革命の時ではない。

(二) そればかりか、三善の學説には疑ひがある、それは三善が引用してゐる書物の本文を調べて見ると、そんな事は記してない。或は、もつと外を調べたら分るのかも知れないが、確な書物は傳はらない。今在るのは皆根據の不確實な疑はしいものばかりである。そんなものを據りどころにして朝

廷の大事を決すべきではない。

(三) 否管に疑はしい説であると云ふよりも、それは全然誤つた説である。支那の聖賢の著書には、飽くまでも斯かる學説を排斥してゐる。然らば革命革命の歳であるが故に改元すべしと云ふが如き事は不必要である。

と云ふにあつて、實に理路井然たるものである。是等諸學者の答申が全部揃つてから、宮廷では公卿會議が開催されて、その席上で可否の決定をする事と成つたが、その時の會議は、戌の刻(午後八時)から始まつて翌日の未の一點(午後二時)に至つて漸く終結した。つまり徹夜の討論が行はれたのである。

北畠親房は、當夜の會議に出席して、批判を加へてゐるが、その意見に由ると、歴史には必然の理法があつて、それは動かすべからざるものであり、到底その約束から離脱することは出来ない、理法は嚴重に束縛する、と唱へる説は誤である、聖人の天下を治めるには人道から初める、天の理法に従つて治めるのではない、治亂興廢は人の徳にある事で、理法の約束に由るのではない、として、讖緯學系の説を排斥してゐる。親房は、斯かる理法説を基調とした史觀を以て、「小ざかしい連中が偽作した所の信用すべからざる説」であると觀てゐるのであつて、三善清行が此の種の説を根據にして延喜の帝に奏上したのは、時弊の兆候を見て、一世に警告する爲め、名を理運に借りて論じたに過ぎない、隨つて之を以て

將來永遠の定法とすべきでない、と斷じてゐるのである。そこで結局、親房等の意見が勝を占めて、從來の如く辛酉が革命の歲に當るからと云ふ理由で改元を行はず、全然別個の意味で、元亨と改元された。即ち此の時は、人心を新にするため、政治を改めるために、改元されてゐるのである。斯の如く後醍醐天皇の御代に、理法説が堂々と否認せられた、と云ふ事は、之を大きく我が國史の上から見て、建武中興の精神を考へる上に、頗る注意すべき事實であるが、同時に又、親房個人に就て見るならば、舊來我が國史家の腦裡に深く食ひ込んでゐた禍惡の思想を否認し、傳襲に囚れずして、會議の席上で堂々とその謬説を論破したのは、實に見上げた立派な識見であると云はねばならぬ。推古天皇の御代に歴史家を動かして古代の紀年に大錯誤を生ぜしめ、更に三善清行に再興せられて延喜改元の基を開き、爾來八九百年の間、長く之に惑溺拘泥して、一步も出づることを得なかつた弊竇から、我が國を救ひ出した親房の偉功は、大に讚歎すべきものである。

以上は即ち、支那から來た一種の宿命説、讖緯の學に對する親房の態度を述べて、親房の卓拔なる史觀の一つを、消極的方面から申し上げたのであるが、次には轉じて、末法思想に對する親房の態度を述べたいと思ふ。

識緯の學が、支那に發した歴史運行の理法説であるのに對して、末法思想は、印度に生れた歴史運行の理法説である。此の末法の思想では、釋迦在世の時代を以て黄金時代と觀じ、年次を経るに従つて、世態が次第に惡變すると説くのである。此の末法説については既に幾種かの論文を發表して置いたから絮説する煩を避けたいと思ふが、要するに、釋迦の入滅、即ち佛滅後の時代を正・像・末の三期に分け、之に據つて歴史の動きを規律せんとする考へである。その各期の算出法には約二種あつて、或る説では正法五百年、像法一千年とも云ふが、我が國で最も普通に行はれ、且つ又、最も強く人心に影響したのは、正法千年、像法千年、末法萬年とする説である。正法とは、佛滅後まだ間もない時代であつて、法は依然として正しく残り住まり、修行をすればよく證果を得る時代である。次の像法千年は、釋迦の教は遺存し、修行者もあるが、修行をしても最早證果を得られない時代である。ところが最後の末法時に至ると、釋迦の法は沈淪して、人心は極度に惡化し、鬪諍は頻發し、所謂五濁惡世の惡魔的狀態を現出して、最早永劫に救はれない時代だと云ふのである。そこで之を實際に當て嵌めて考へると、その起算點たる佛滅時につき諸説があつて一定しないが、我が國に最も勢力を得た説では、後冷泉天皇の永承六年を以て末法に入る時とした。これは當時の人たちにとつて、非常なる精神的打撃であつて、人心が極度に惡化して、烈しい鬪諍が眼前に繰返され、五濁惡世の禍亂の中にあつて、總ての人は救治せられる

道もないとすれば、世を擧つて人心は絶望的悲觀に陥るの外はない。親鸞上人の『正像末和讃』にも

「釋迦如來カクレマシテ

二千餘年ニナリタマフ

正像ノ二時ハオハリニキ

如來ノ遺弟悲泣セヨ」

とある。實際泣くより外に術はないのである。斯の如く、一切衆生が悲觀絶望のドン底へ落ちて所謂末世の苦惱に耽いてゐる時に、猛然として立つて、之を救はんが爲に精進したのが、新興諸宗の開祖であるが、末世の思想は其の後もズツと引續いて我が國の思想界に勢力を持つてゐた。斯かる考に對して、北畠親房は、如何なる態度を採つたかと云ふに、

「代下れりとして、自賤むべからず。天地の初は今日を初とする理あり」（正統記、應神天皇條）

と述べて、所謂末法説に對抗し、完全に之を否認してゐるのである。親房の一世に秀でた卓見が、此の點に於ても明かに現れてゐることは、我々の心して見るべき所であると思ふ。

五

次に、右の末法説と相關聯して、世の中は時を経るに隨つて漸次に惡化すると云ふ考の中から生れた

のが百王説である。つまり我が國は第百代目の國王の御時に滅亡すると主張する思はしい悲觀説である。此の説の沿革はまだ十分に調査が行き互つてゐないが、一時非常な勢ひを占めた事は、『愚管抄』を見るによく分る。即ち、

「人代トナリテ神武ノ御後百王ト聞ユル、既ニ殘少ク、八十四代ニモナリニケル」とか、又、

「百王ヲ數フルニ、今十六代ハノコレリ」

と云ふ類の事が、度々出てゐる。當時餘程強く感ぜられてゐたものに相違ない。此の『愚管抄』は、慈鎮和尚の著作で、和尚は攝政關白忠通の子であるから、此の説が一世に信ぜられると成ると、實に恐るべき思想である。ところが此の思想に對して、北畠親房は、どういふ考を持つてゐたかと言ふと、これ亦根本的に否定してゐる。即ち神皇正統記には、

「百王ましますべしと申める、十の百には非ざるべし。極り無きを百と云へり。百官百姓など云ふにて知るべき也。昔皇祖天照大神、天孫尊に御言のりせしに、寶祚之隆當_下與_ニ天壤_ニ无_レ窮と有り。天地も昔にかはらず、日月も光を改めず。況や三種の神器世に現在し給へり。極り有るべからざるは我國を傳ふる寶祚也。仰ぎて貴び奉るべきは、日嗣を受け給ふすべらぎになんおはします」(神代の條)

と論じてゐる。此の思想は今日から觀れば、平凡なやうであるが、當時にあつては確に一世に卓越した思想であつたと云はねばならぬ。

以上に申上げた通り、識緯の學といひ、末法説といひ、百王説といひ、何れも當時の人心に深く食ひ込んで、一世を強く支配してゐた思想に對して、飽く迄も其の惑溺する所とならず、堂々たる識見を以てそれ等の誤謬を否定した毅然たる態度は、實に見上げたものであつて、歴史家としての親房の偉大さは勿論此外にも多く認められるが、それ等の積極的方面に就ては既に論じ盡されてゐるに拘らず、その消極的方面、即ち誤つた史觀に煩はされなかつた點については、餘り多く注意されてゐないやうであるから、一言之に觸れて、今までに周知されてゐない親房の別方面に於ける偉大な態度を明かにするものである。

皇太子殿下御降誕萬々歳

草鹿 砥鹿 石

日嗣の皇子生れます師走天うらゝ